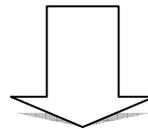


国際郵便物に係る通関手続の見直し

国際郵便物を取り巻く環境の変化

- 主要先進国では、一定額を超える国際郵便物に申告納税方式を適用
また、水際取締り等に資するため、輸出入者及び貨物に係る情報を把握する必要
- 国際郵便について、利便性向上の要請
 - ・ 休日等の通関を可能とする臨時開庁制度の適用の要請
 - ・ 関税等の後納を認める納付の特例の要請



[今回 答 申]

- ✓ 国際郵便物について、20万円を超えるものに民間業者と同様の申告納税方式等を適用
- ✓ 利用者利便向上のため、臨時開庁制度を適用するとともに、関税等の納付の特例を導入